

宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合であって、審議会の委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

(1) 情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について調査審議する場合

(2) 審議会の会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合。

（関係者の出席）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会議録）

第4条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 会議に付した事項

(4) 審議の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められるもの

2 会議録は、非開示情報がある場合を除き、ホームページに掲載する他会長が必要と認める方法により公開するものとする。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、経済商工観光部商工経営支援課において行う。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月12日から施行する。

傍 聴 要 領 (案)

宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員(10名)になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 補足事項

議事の内容に応じて会議の一部が非公開となる場合があります、その際には退出をお願いすることがありますので、ご了承願います。

○ 宮城県情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第八条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により公開することができないとされている情報

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

四 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人(県が設立したものを除く。))その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。)の機関が行う衛生、営業、建築、交通等に係る規制等に関する情報であつて、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるもの

六 県、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互の間若しくは県が設立した地方独立行政法人若しくは公社の内部又は県の機関、

県が設立した地方独立行政法人、公社及び国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

七 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

2 前項の場合において、開示請求に係る行政文書が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十条の二の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、同項第四号中「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのは、「支障が生ずるおそれのある情報」として同項の規定を適用する。ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときは、この限りでない。

一 その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第一百三十一号)の規定による犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行に関する情報

三 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したもの、第一号の取締り(以下この号において「取締り」という。)の対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査(以下この号において「捜査」という。)の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され、又は識別され得る情報

四 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る方法、技術、特殊装備、態勢等に関する情報

(平一二条例一三一・平一四条例六〇・平一五条例一三・平一六条例一六・平一六条例七四・平一八条例一三・平一九条例一七・一部改正)

(会議の公開)

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議(法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合